

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年10月9日付けで令和8年北海道警察本部告示第594号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 友 井 昌 宏

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託一式

イ 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

(ア) 調達する特定役務

a 除雪グレーダによる作業	1 時間当たりの単価
b トラクタショベル（ホイール型、容量1.6m ³ 以上、可変プラウ付き）による作業（常駐者）	1 時間当たりの単価
c トラクタショベル（ホイール型、容量1.6m ³ 以上、可変プラウ付き）による作業（常駐者以外）	1 時間当たりの単価
d ロータリ除雪車による作業	1 時間当たりの単価
e ダンプトラックによる作業	1 時間当たりの単価
f 道路作業車による作業	1 時間当たりの単価
g ホイルローダによる作業	1 時間当たりの単価
h ブルドーザーによる作業	1 時間当たりの単価
i 普通作業員による作業	1 時間当たりの単価

(イ) 予定数量

a 除雪グレーダによる作業	187時間
b トラクタショベル（ホイール型、容量1.6m ³ 以上、可変プラウ付き）による作業（常駐者）	550時間
c トラクタショベル（ホイール型、容量1.6m ³ 以上、可変プラウ付き）による作業（常駐者以外）	225時間
d ロータリ除雪車による作業	174時間
e ダンプトラックによる作業	292時間
f 道路作業車による作業	128時間

g	ホイールローダによる作業	209時間
h	ブルドーザーによる作業	120時間
i	普通作業員による作業	1,921時間

ウ 入札金額の積算上の留意事項

(7) 作業員及び除雪機械の常駐（備）期間

別紙のとおり

(イ) 常駐者及び常駐する時間

常駐者は、特殊車両運転手2名及び普通作業員1名の計3名とし、常駐する時間は午前5時から午後2時までの内の8時間とする。

(ウ) 常駐期間中の上記イのbについては、常駐者のうち特殊車両運転手2名が従事することとするので、労務費は計上していないが、そのほかについては常駐者以外の者が従事することとなるので、運転要員を含めて算定すること。

(エ) 除雪業務に要する融雪剤（塩化カルシウム25kg入粒状）の予定数量 352袋

(2) 調達をする特定役務の仕様その他の明細

「委託業務処理要領」による。

(3) 契約期間 令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務の場所 札幌市手稲区曙5条4丁目 札幌運転免許試験場

(5) 除雪面積 79,533.8m²

3 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道警察本部告示第593号に規定する警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約の資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課

電話番号 011-251-0110 内線2305

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 令和8年11月19日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月18日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職

員を立ち合わせる。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額（２の(1)のイに係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和40年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（２の(1)のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の２の(1)のアに係る額及び２の(1)のイに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、３に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、２の(1)のアに係るものは見積もった契約金額の110分の100に相当する金額、

2の(1)のイに係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 2の(1)のアに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 2の(1)のイに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所 在 地 郵便番号060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線2305

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。